

／全国一斉！／

法務局 休日相談所

日常生活の様々な 心配ごと、困りごと・・・

土地・建物の相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談

隣地との筆界に関するご相談

いじめなどの人権問題に関するご相談

地代・家賃の供託に関するご相談

無戸籍でお困りの方に関するご相談

遺言、後見など公正証書に関するご相談

法務局職員 司法書士 土地家屋調査士 公証人 人権擁護委員がご相談をお受けします。

土地や建物の
「相続登記」を放置していませんか？
相続が2回以上重なると
登記手続きがますます難しくなります。



日時

令和元年

10月6日（日）

午前10時～午後3時

場所

釧路市幸町10丁目3番地

釧路地方合同庁舎 5階会議室

<無料駐車場有>

予約

釧路地方法務局 総務課

☎0154-31-5000 音声案内「3」

予約の受付は、月～金曜日の平日、午前9時から午後5時まで

秘密厳守！



人権イメージ
キャラクター
人KENまるる君

ご相談は
無料です！



人KENあゆみちゃん